

日本教育社会学会 平成29・30学会年度理事選挙投票のお願い

日本教育社会学会会員の皆様にはますますご清栄のことと存じます。

さて、本年は理事改選の年にあたりますので、理事選挙要綱にしたがって理事の選挙を行います。つきましては、別記の平成29・30学会年度理事選挙の投票要領（裏面）をご覧ください。有資格会員の皆様にはすべてご投票いただき、本学会の発展のためにご協力くださるようお願いいたします。

既にご案内しております通り、今回の理事選挙は学会ホームページを通じたオンライン投票により実施します。同封の「オンライン投票システムマニュアル」をご参考の上、ご投票ください。

この郵便物には、下記のものが1部ずつ同封されています。

- ・平成29・30学会年度理事選挙投票のお願い（本紙）
- ・選挙人・被選挙人名簿
- ・オンライン投票システムマニュアル

なお、理事選挙のオンライン投票の実施に伴い、選挙人名簿を兼ねる会員名簿は廃止され、会員情報はオンラインで提供されております。学会ホームページを通じてご利用ください。

ご確認のうえ、もしも上記の内容物に異状があった場合は、直ちに当選挙管理委員会までお知らせください。

平成29年5月30日

日本教育社会学会 理事選挙管理委員会
委員長 塚原 修一

〒170-0002 東京都豊島区巢鴨1-24-1 第2ユニオンビル4F
(株)ガリレオ学会業務情報化センター内 日本教育社会学会事務局
Tel: 03-5981-9824 / Fax: 03-5981-9852
E-mail: g003jses-mng@ml.gakkai.ne.jp

平成29・30学会年度理事選挙の投票要領

1. 選挙区別の理事定数は、別表のC欄に示されています。全国区はありません。
2. 選挙人は、「選挙人・被選挙人名簿」により必ず自分の所属する選挙区から被選挙人を選んでください。
3. 別表のD欄に示されているとおり、8選挙区のうち、東京区は7名以内、近畿区は5名以内、関東甲信越区は4名以内、中部区は3名以内、北海道区、東北区、中四国区、九州区は2名以内を投票してください。
4. 投票は下記の要領で行ってください。
 - ①投票は「オンライン投票システムマニュアル」に沿って行ってください。
 - ②オンライン投票に必要なIDは、学会からの郵送封筒（今回の封筒）の宛名の下の34からはじまる6桁の「会員番号」です。パスワードをお忘れの場合は、オンライン選挙トップ画面の「ログインできない方はこちら」より再発行の手続きをお願いいたします。
5. オンライン投票によらないものは無効とします。
6. 投票期間は6月1日（木）～6月18日（日）です。

(別表)

A. 選挙区	北海道区	東北区	関東甲信越区	東京区 (外国在住者を含む)	中部区 (三重県を含む)	近畿区	中四国区	九州区 (沖縄県を含む)	計
B. 選挙人の数	34	63	232	447	123	300	85	76	1360
C. 理事定数	2	3	8	14	5	10	4	4	50
D. 単記、複記の別および連記数	2名連記	2名連記	4名連記	7名連記	3名連記	5名連記	2名連記	2名連記	